

西いぶり

広報

第24号

令和元年11月1日発行
西いぶり広域連合
☎0143-59-0705
FAX0143-59-7005
〒050-0051
室蘭市石川町22番地2

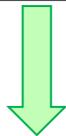
『西いぶり広域連合』とは、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町の3市3町で構成する、広域的な行政事務を行う特別地方公共団体です。ごみ処理や共同電算の事務を行っています。 ※ごみ処理事務については、登別市は含まれません。

新しい中間処理施設（ごみ処理施設）の基本計画が完成しました

西いぶり広域連合では、新中間処理施設（ごみ処理施設）の整備内容をまとめた基本計画を策定しました。策定に当たっては、有識者や行政で構成する整備検討委員会で内容を議論して進めてきたところです。このたび、計画が完成しましたので、その概要をお知らせします。

1 策定の背景と目的

現在の中間処理施設の運営の契約期間は
令和3年7月まで→契約満了まであと約2年



平成28年度に「延命化」と「施設更新」の比較
→費用面から「施設更新」の方が有利と判断



【整備基本計画の策定】

■目的

施設整備に向けて必要な施設規模、ごみ処理方式、公害防止計画等の基本事項を整理

■整備検討委員会

基本計画策定のために、有識者・行政で構成する整備検討委員会を設置

2 整備の基本方針

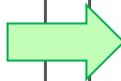
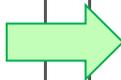
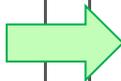
整備の基本方針

・安全、安心に配慮した施設

・経済性に優れた施設

・循環型社会に配慮した施設

・地球環境の保全に貢献する施設



具体的な方向性

・災害時における処理対応
・ハザードマップへの対応

・ライフサイクルコストの削減
・運転の安定性や継続性の高い施設

・エネルギー回収率の高い施設
・回収したエネルギーの有効活用

・公害防止計画に基づく対策
・環境負荷の低減

3 施設規模

施設種	施設規模	(現施設の規模)
焼却施設	149 t/日 (74.5 t/日 × 2基)	210 t/日 (105 t/日 × 2基)
破碎選別施設 (不燃・粗大ごみ処理施設)	32t/5h	47.5 t/5h

※焼却施設の施設規模は、災害ごみ処理分の12t/日を含みます。

4 ごみ処理方式

■ 1次選定

○コスト、信頼性、建設実績及び建設企業の動向から、本事業において適当でない処理方式を除外し、焼却方式(ストーカ方式)、焼却方式(流動床方式)、ガス化溶融方式(シャフト炉方式)、ガス化溶融方式(流動床方式)の4方式を抽出しました。

■ 2次選定

○2次選定において、メーカーアンケートで参入希望のなかった焼却方式(流動床方式)を除外しました。3方式についての妥当性が確認できたため、これ以上の絞り込みは行わず今後の事業者選定の中での事業者提案により処理方式を決定します。

■ 選定結果

- ①焼却方式(ストーカ方式)
- ②ガス化溶融方式(シャフト炉式)
- ③ガス化溶融方式(流動床方式)

5 事業方式

■ 1次選定

公設公営方式、DBO方式、DBM方式及びPFI方式(BTO方式、BOT方式、BOO方式)等の中から本事業の条件に適合する方式としてDBO方式とBTO方式を抽出しました。

■ 2次選定

経済性、競争性及びメーカーアンケート結果から、「DBO方式」を採用します。

※「DBO方式」とは、「公設民営」と訳され、自治体等の公共が自ら資金調達(事業費を負担)し、施設の設計、建設及び維持管理を民間事業者に包括的に委託する方式です。

6 公害防止計画

排ガスについては、法令よりも厳しい値を基準値とする予定です。

■排ガス基準値

項目	法規制値	現施設の基準値	新施設の基準値
ばいじん ※	現施設: 0.04 g/m ³ N	0.02 g/m ³ N	0.01 g/m ³ N
	新施設: 0.08 g/m ³ N		
硫黄酸化物	K値 = 4.5	50ppm	50ppm
塩化水素	430ppm	50ppm	50ppm
窒素酸化物	250ppm	100ppm	100ppm
ダイオキシン類	1 ng-TEQ/m ³ N	0.1 ng-TEQ/m ³ N	0.1 ng-TEQ/m ³ N
水銀 ※	既設: 50 μg/m ³ N	50 μg/m ³ N	30 μg/m ³ N
	新設: 30 μg/m ³ N		
一酸化炭素濃度	100ppm(1時間平均)	100ppm(1時間平均)	100ppm(1時間平均)
	30ppm(4時間平均)	30ppm(4時間平均)	30ppm(4時間平均)

※ばいじんは施設規模で、水銀は既設と新設でそれぞれ法規制値が異なります。

7 余熱利用計画

○ごみの焼却による熱エネルギーを積極的に利用し、発電等を行います。

また、余熱利用の優先度は、(1)新施設で利用、(2)敷地内施設で利用、(3)余剰電力の売却とします。

- (1)新施設で利用: プラントや給湯等の熱利用・プラントや照明などの電力利用
- (2)敷地内施設で利用: 関連施設への蒸気等による熱供給及び電力供給
- (3)余剰電力の売却: 電力会社への売電

○エネルギー回収率

充当予定となっている交付金(交付率1/2)の要件を満たすため、16.5%以上を目標とします。

8 建設予定地



9 整備スケジュール

項目	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7～令和9 2025～2027
環境影響調査	■						
都市計画決定		■					
事業者選定		■					
設計・建設工事			■	■	■	■	★ 供用開始予定
解体工事							■

※今後、工程の前倒しを検討します。

■お問い合わせ先

- ・記載内容やその他新ごみ処理施設に関するお問い合わせは、下記へご連絡ください。
- ・〒050-0051 室蘭市石川町22-2 西いぶり広域連合 総務課
電話：0143-59-0705 FAX:0143-59-7005 e-mail:somu@union.nishi-iburi.lg.jp